

物価高騰支援臨時給付金 (7万円/1世帯) 追加支給のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(3万円)の支給対象世帯は、物価高騰支援臨時
給付金も、支給対象となります。

給付金の金額

1世帯あたり7万円

受付期間

令和6年1月23日(火)
～ 3月8日(金)

支給決定

・給付金支給のご案内が届いた
世帯は、入金口座等に変更が
無ければ支給決定します。

・転入世帯等は、確認書又は申
請書を市が受理し、審査します。

支給対象と申請について

支給対象となる世帯

世帯全員が令和5年度「住民税が非課税」で、他市町村で
7万円給付を受けていない世帯。

令和5年12月1日に有田市に住民登録がある対象世帯主
に、給付金支給のご案内が届きます。

入金口座が確認できていない世帯には、確認書が届きま
す。転入の世帯には、申請書が届きます。

* 確認書や申請書は返送が必要です *

【対象外の世帯】世帯や住居が別でも、生計が課税者と同一で
あり、扶養控除を受けている世帯や、事業専従者の世帯。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。



給付金の支給手続き

令和5年度世帯全員の住民税が非課税の世帯

対象となる世帯には、有田市から給付金の支給内容が書かれた「給付金支給のご案内」が届きます。返送は不要です。

受取口座等が不明な世帯や転入の世帯には、確認書又は申請書が届きます。

確認書や申請書は記入後、返送が必要です。

令和5年1月2日以降に有田市へ転入された世帯は、入金口座や前住所の税金情報の確認が必要になりますので、添付書類（口座情報や身分証明書）も一緒に、返送してください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に、ご注意ください！

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、有田市役所や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)に、ご連絡ください。



お問い合わせ

有田市役所 福祉課 福祉相談係 臨時給付金窓口

0737-83-1111 内線 (614・617)

*お電話は混み合う場合がありますので、ご了承ください。

電話対応 平日8:30~17:15



空き家予防のための 実家の将来設計

空き家で困らないように事前に備えましょう

セミナー



相談会



法律・不動産・建築の 専門家相談 も

全て **無料** です

連絡先

有田市役所 都市整備課 ☎0737-22-3619
有田振興局 建設部 建築グループ ☎0737-64-1299

会場

有田市消防本部 5階 大会議室（有田市箕島47）

日時

令和6年1月19日(金) 13:30~16:00

その他の
日程は
こちら



申込

相談会は予約制です（セミナーは申込み不要）

スマホで予約
<https://takuseru.com>



※事前予約制です

相談会(事前)申し込み書

申し込み時の必須項目①～③まで

①申込者氏名	
②連絡先 どれでも可	TEL FAX Mail @
③相談内容等 相談者分類	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 相続人代表 <input type="checkbox"/> その他() ※相続登記が完了していないときは、所有者にチェックを入れないでください
空き家の所在地	市町村名 地名地番
相談内容	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 建物売却 <input type="checkbox"/> 建物管理 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 敷地売却 <input type="checkbox"/> 補修方法 <input type="checkbox"/> 改修方法 <input type="checkbox"/> 改修後の活用 <input type="checkbox"/> 相続・権利関係の整理 <input type="checkbox"/> 再建築条件 <input type="checkbox"/> 隣地境界の確定 <input type="checkbox"/> その他() ※現在ほかの専門家に相談している場合は、お知らせください
	現在の課題
	<input type="checkbox"/> 建物図面 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(□土地・□建物) <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 固定資産税資料 <input type="checkbox"/> 戸籍関係 <input type="checkbox"/> 建築確認資料 <input type="checkbox"/> その他()

・申込先 有田市役所都市整備課もしくは有田振興局建設部建築グループまで ・方法 電話またはFAX(持参・郵送も可)	受付欄
有田市役所 TEL:0737-22-3619 FAX:0737-82-6968 有田振興局 TEL:0737-64-1299 FAX:0737-64-1268	

相談の方針

宅建士 司法書士 建築士 行政書士 賃貸住宅経営管理士
不動産鑑定士 土地家屋調査士 弁護士 ミチル空間PJ 市町村

～税務署からのお知らせ～

国税に関するご質問・ご相談は 電話相談センターへ

Step1 (次のいずれかを選択)



国税相談専用ダイヤルへ電話をかけます

全国一律番号 ナビダイヤル

0570-00-5901

(受付 8時30分～17時 土・日・祝日及び年末年始を除く。)

最寄りの税務署へ電話をかけます

湯浅税務署

0737-63-5351

受付 8時30分～17時

(土・日・祝日及び年末年始を除く。)

Step2



Step3



Step2



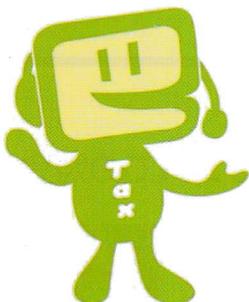
音声案内に従い番号を選択

- 1 電話相談センター
- 2 税務署からのお尋ね・面接相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率・インボイス制度についてのご相談等
- ※ 確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。

電話相談センター につながったら

音声案内
に従い
相談内容
を選択

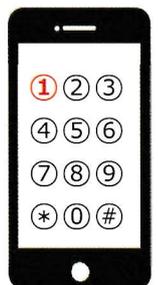
- 1 所得税
- 2 源泉所得税・年末調整・支払調書
- 3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価
- 4 法人税
- 5 消費税・印紙税
- 6 その他



その疑問、PC やスマートフォンで解決！

24時間365日、利用可能なサービスがあります。

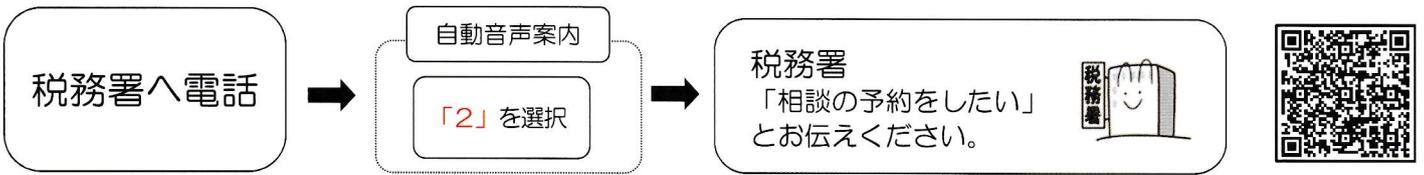
詳しくは裏面「タックスアンサー」、
「チャットボット」をご確認ください！



来署によるご相談は、 事前予約を！お願いします。

税務署では、電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）について、**面接での相談を希望**される場合は、**事前予約制**により対応させていただきます。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。



電話の前に国税庁ホームページでお調べください！

タックスアンサーで解決！あなたの**疑問**にお答えします！

国税庁HPの
「**タックスアンサー**」
にアクセス！

国税庁 タックスアンサー

検索



その**相談**、**チャットボット**を利用してみませんか？

ご相談の対応範囲

- ・ **インボイス制度**
- ・ **所得税の確定申告**
- ・ **年末調整**（令和5年10月再開予定）

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

国税庁 ふたば

検索



税務職員ふたば



ご存じですか？**文書回答**手続

国税局においては、納税者の方からの個別の取引に係る税務上の取扱いについての照会に対し、**文書により回答するサービス**を実施しています。税務上の取扱いが明らかではない取引に関する事前照会については、**文書回答**手続をご利用ください！

詳しくは国税庁HPをご覧ください。【www.nta.go.jp】

